議案第75号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に 関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

-	2	-
	_	

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に 関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 (平成27年大口町条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、備考3を備考5とし、備考2を備考4とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 支給認定保護者等又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市 (地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を いう。以下同じ。)の区域内に住所を有していた者(有する者を含む。以下同じ。) であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた 者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第 2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する支給認定保 護者等又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の 計算は、当該支給認定保護者等又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者の申 請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12 号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。

別表第2 1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額の表中備考6を備考8 とし、備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、備考3を備考5とし、備考2を 備考4とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 支給認定保護者等又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市 の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町 村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定す るものとする。
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第 2条第2号に規定する男子に該当する支給認定保護者等又は支給認定保護者と同 一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該支給認定保護者等

又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第292 条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算 定するものとする。

別表第2 2 ひとり親世帯等の利用者負担額の表中備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、備考3を備考5とし、備考2を備考4とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 支給認定保護者等又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市 の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町 村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定す るものとする。
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第 2条第2号に規定する男子に該当する支給認定保護者等又は支給認定保護者と同 一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該支給認定保護者等 又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第292 条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算 定するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成30年9月1日から適 用する。 大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正新 旧対照表

旧 別表第1 (第3条関係) 別表第1(第3条関係) 備考 備考 1 略 1 略 2 支給認定保護者等又は当該支給認定保 護者と同一の世帯に属する者が指定都市 (地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市をい う。以下同じ。)の区域内に住所を有して いた者(有する者を含む。以下同じ。)で あるときは、これらの者を指定都市以外 の市町村の区域内に住所を有していた者 とみなして、市町村民税所得割課税額を 算定するものとする。 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年政令第224号)第1条第 2号に規定する女子又は同令第2条第2 号に規定する男子に該当する支給認定保 護者等又は支給認定保護者と同一の世帯 に属する者の市町村民税所得割課税額の 計算は、当該支給認定保護者等又は支給 認定保護者と同一の世帯に属する者の申 請に基づき、地方税法第292条第1項 第11号に規定する寡婦又は同項第12 号に規定する寡夫とみなして算定するも のとす<u>る。</u> <u>4</u> 略 <u>2</u> 略 5 略 3 略 6 略 4 略 7 略 5 略 別表第2(第3条関係) 別表第2 (第3条関係) ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額 1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額 略 略 備考 備考 1 略 略

新

- 2 支給認定保護者等又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 第1条第2号に規定する女子又は同令第 2条第2号に規定する男子に該当する支 給認定保護者等又は支給認定保護者と同 一の世帯に属する者の市町村民税所得割 課税額の計算は、当該支給認定保護者等 又は支給認定保護者と同一の世帯に属す る者の申請に基づき、地方税法第292 条第1項第11号に規定する寡婦又は同 項第12号に規定する寡夫とみなして算 定するものとする。

<u>4</u> 略

<u>5</u> 略

<u>6</u> 略

7 略

8 略

2 ひとり親世帯等の利用者負担額

略

備考

1 略

- 2 支給認定保護者等又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 第1条第2号に規定する女子又は同令第 2条第2号に規定する男子に該当する支 給認定保護者等又は支給認定保護者と同

<u>2</u> 略

<u>3</u> 略

<u>4</u> 略

<u>5</u> 略

<u>6</u> 略

2 ひとり親世帯等の利用者負担額

備考

1 略

新	旧
一の世帯に属する者の市町村民税所得割	
課税額の計算は、当該支給認定保護者等	
又は支給認定保護者と同一の世帯に属す	
る者の申請に基づき、地方税法第292	
条第1項第11号に規定する寡婦又は同	
項第12号に規定する寡夫とみなして算	
定するものとする。	
<u>4</u> 略	<u>2</u> 略
<u>5</u> <u>略</u>	<u>3</u> 略
<u>6</u> <u>略</u>	<u>4</u> 略
<u>7</u> <u>略</u>	<u>5</u> 略

改正要旨

1 改正の概要

特定教育・保育施設等の利用者負担額の階層区分を決定する際に用いる市町村 民税所得割課税額の算定についての特例が講じられたことに伴い所要の改正をす るものです。

(1) 指定都市への税源移譲に伴う特例

平成30年度分から指定都市について市民税所得割の税率が6%から8%に 改められました。市町村民税はその年の1月1日時点の住所地で課税されるの で、指定都市に住所を有していた者が大口町に転入しても、その年度の市民税 所得割は8%のままで、6%で再算定することはありません。市町村民税所得 割課税額の税率は、指定都市に住所を有していた者が大口町に転入した場合は 8%、指定都市以外に住所を有していた者が大口町に転入した場合や1月1日 以前から大口町に住んでいる場合は6%で算定されており、所得が同じであっ ても、市町村民税所得割課税額が異なります。したがって、同じ所得で同じ保 育を利用しているにもかかわらず、利用者負担額の階層区分が異なる可能性が 生じます。

そこで、指定都市に住所を有していた者の市民税所得割課税額について、税率8%で算定されているものをそれ以外の者と同率の6%として階層区分判定用の市町村民税所得割課税額を算定したうえで、利用者負担額の階層区分を決定するものです。

(2) 未婚のひとり親を寡婦又は寡夫とみなす特例

未婚のひとり親について、当該ひとり親からの申請に基づき地方税法上の寡婦(寡夫)控除を適用し、階層区分判定用の市町村民税所得割課税額を算定し、利用者負担額の階層区分を決定するものです。

2 施行期日

公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用します。